

あんしん既存住宅売買瑕疵保険・あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース） 保険利用前の手続（事業者登録）のご案内

弊社のあんしん既存住宅売買瑕疵保険・あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）をお申込みいただくためには、事前に事業者登録の手続が必要です。

本紙の内容をお読みいただき、ご理解されたうえで、事業者登録を行ってください。

1 必要書類

事業者登録をする際には、次の書類をご提出ください。その他、追加書類をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

次の書類を提出してください。

- ・事業者登録申請書
- ・預金口座振替依頼書【新規取引事業者の場合】
- ・宅地建物取引業免許証の写し

2 登録有効期間

新規事業者登録の有効期間は、登録完了月より1年を経過した月の末日までとなります。以降、1年ごとに登録更新を行っていただきます。

3 事業者登録料

事業者登録料は、次のとおりです。

新規登録料：24,000円（税別）／更新登録料（1年ごと）：15,000円（税別）

※団体割引が適用される場合があります。詳しくは弊社にお問い合わせください。

事業者登録料は、事業者登録（更新）完了の翌月27日までにお支払いいただくよう請求書を発行いたしますので弊社にお支払いください。

4 登録要件

事業者が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第4項に規定する宅地建物取引業者である必要があります。

5 欠格事由

最終ページに示す「反社会的勢力の排除について」1の確約および誓約ができない場合または虚偽の確約をしたことが判明した場合は、事業者登録をすることができません。

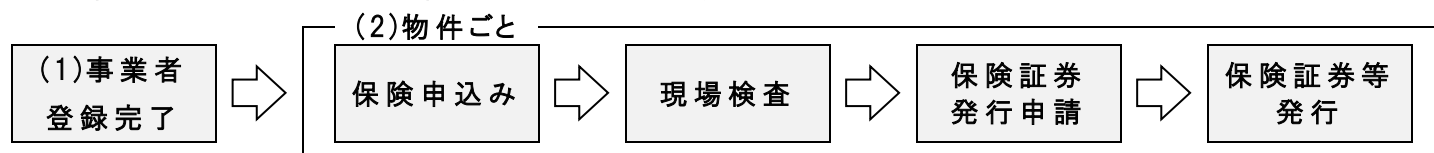
6 変更

事業者登録事項に変更が生じた場合は、弊社所定の書面による登録内容変更の手続を行ってください。

宅地建物取引業の免許の更新があった場合も同様に、登録内容変更の手続をお願いいたします。

保険のご利用の流れ

■ 事業者登録完了から保険証券等発行までの流れ



(1) 事業者登録完了

事業者登録が完了すると、弊社から事業者登録証を発行いたします。

(2) 物件ごとの保険契約

① 保険申込み

保険申込みは、物件ごとに引渡し前に行ってください。保険申込みには、保険契約申込書に必要書類を添付して提出する必要があります。

保険申込み受理後、弊社から「あんしん既存住宅売買瑕疵保険契約受理証」または「あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約受理証」を発行いたします。

保険料等は、保険申込み受付の翌月 27 日までにお支払いいただくよう請求書を発行いたしますので弊社にお支払いください。（買主等の第三者からのお支払いは受領できません。）

② 現場検査

保険に加入するにあたって、原則として弊社の現場検査員による現場検査を実施します。

③ 保険証券発行申請

現場検査に合格し、引渡日が確定した後、**保険証券発行申請**を行ってください。保険証券発行申請には、保険証券発行申請書のほか必要書類を添付する必要があります。

④ 保険証券等発行

保険証券発行申請までの手続が不備なく完了した場合は、お手元に保険証券および保険付保証明書が届きます。

保険証券は大切に保管し、**保険付保証明書は必ず買主に交付してください。**

その他のご注意事項

- 弊社は、登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、事業者登録を取り消すことができます。
 - 虚偽の申請等の不正な手段により事業者登録を受けたとき。
 - 欠格事由に該当することを弊社が知ったとき。
 - 宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業の免許を取り消されたとき。
 - 弊社との保険契約において、重大な告知義務違反もしくは通知義務違反または不誠実な行為を行ったとき。
- 事業者登録が完了した後、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会および弊社のホームページに登録事業者の情報（事業者名、連絡先、保険の付保実績等）が公開されます。
- 事業者登録に際して弊社にご提供いただく個人情報のお取り扱いについては、弊社のホームページ (<https://www.j-anshin.co.jp/>) の「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。

本紙は、あんしん既存住宅売買瑕疵保険・あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の事業者登録について記載したものです。保険の内容については、それぞれの「契約内容のご案内」をご覧ください。また、手続の内容等については、パンフレット等をご覧ください。



● 本紙の内容は、予告なく変更する場合があります。

お問い合わせは

反社会的勢力の排除について

1. 事業者登録の申請者は、株式会社住宅あんしん保証（以下「弊社」といいます。）に対して次に掲げる事項を確約するとともに、将来にわたってもこれらに違反しないことを誓約して申請してください。
 - (1) 自らが次に掲げる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員（暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいいます。以下同様とします。）を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。）
 - ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。）
 - ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - ⑦ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - ⑧ 特殊知能暴力集団等（①から⑦までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいいます。）
 - ⑨ その他①から⑧までに掲げる者に準ずる者
 - (2) 自らの役員（取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。以下同様とします。）が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (3) 反社会的勢力と次に掲げる関係を有しないこと。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自己または第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど反社会的勢力を利用している関係
 - ④ 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
 - (4) 反社会的勢力に対し、自らの名義を貸していないこと。
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、次に掲げる行為をしていないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて弊社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 弊社は、事業者登録を申請した者または既に事業者登録を受けた者（以下「登録事業者等」といいます。）が上記1において虚偽の確約を行い、または誓約した事項のいずれかに違反することが判明した場合は、何らの催告を要せずして直ちに事業者登録を抹消することができることとします。この時、登録事業者等は弊社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければなりません。
3. 上記2の規定により事業者登録を抹消した場合は、弊社は登録事業者等に対してそのことにより生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）の賠償を請求することができることとしますが、登録事業者等は弊社に対してそのことにより生じた一切の損害の賠償を請求することができません。

以上